



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

住 所 静岡市清水区天神二丁目 8 番 1 号
社 名 静 甲 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 鈴 木 恵 子
(JASDAQ・コード番号: 6286)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 鈴 木 孝 明
T E L 054-366-1106

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 114 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

単元未満株式を所有する株主の利便性向上のため、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、単元未満株式の買増の規定を新設するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第8条 (省略)	第1条 ～ 第8条 (現行のとおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1 ～ 3 (省略)	1 ～ 3 (現行のとおり)
(新設)	<u>4 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u>
	<u>第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u>
第10条 ～ 第40条 (省略)	第11条 ～ 第41条 (現行のとおり)

3 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 28 日

以 上